

## デジタル化(総務省引用)

簡易無線局のデジタル化及び登録制度が導入され、平成20年8月26日から、周波数の有効利用やシステムの小型化等による利便性向上のため、簡易無線局のデジタル化が制度化されました。デジタル簡易無線は、音声のほかデータ伝送の高速化、レジャー使用やスカイスポーツ等での高所・上空使用も可能となりました。

また、登録制度の導入(350MHz帯)により無線機のレンタル、不特定の者との通信が可能となるなど、様々なニーズに対応可能となりました。

簡易無線局のデジタル化に伴い、小エリア(348.5625MHz～348.8MHz)及び400MHz帯(465.0375MHz～465.15MHz, 468.55MHz～468.85MHz)のアナログ周波数の使用期限は平成34年11月30までとなっています。デジタル簡易無線へ移行していただきますよう、早めの準備をお願いいたします。